



経理の窓 4月号

平成28年4月1日号

桜の開花宣言ののち、冬に戻ったような寒さもあって満開になるには今少し、4月の最初の土日近所の公園の桜は、咲き誇る感じもなく、春らしい暖かな日差しが待ち遠しくなります。

今月の税務

- 法人** : 2月決算法人の確定申告と納付
地方税 : 軽自動車税の納付
固定資産税と都市計画税の第1期分の納付
個人 : 所得税の振替納税日、4月20日(水)
消費税の振替納税日、4月25日(月)
(口座振替での納税をご利用の場合)

中小法人の平成28年3月期決算のポイント

決算期が3月の法人は多いと思います。平成26年・平成27年の税制改正で、税制の創設や税率の変更など税金の計算に影響のある項目がありました。3月期決算以降の決算法人すべてに影響があります。

- 法人実効税率の引下げにより、法人税・法人事業税・住民税の税率が変更されています。
(3月決算法人の税率の推移)

中小法人の場合の税率	H27. 3月	H28. 3月	H29. 3月	H30. 3月	H31. 3月
法人税(所得年800万超)	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
法人税(所得年800万以下)	15.0%	15.0%	15.0%	19.0%	19.0%

■地方法人税の適用

平成26年10月1日以後開始事業年度から国税で、地方法人税が創設されました。

すでに、平成27年9月期決算法人から適用されていますが、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要になりました。

地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は、一つの様式になりました。別表一(一)

地方法人税の税額=課税標準法人税額×4.4% で計算します。

平成29年4月1日以後に開始する事業年度より10.3%に引き上げられます。

- 地方法人税の創設に加えて、住民税(法人県民税・法人市民税)の税率が変更されています。

平成27年度税制改正により、法人住民税均等割の判定基準が変更されています。

申告書作成時には、経過措置や特例措置なども含めて、住民税の税率の確認も怠れません。

地方法人特別税は、平成29年4月1日開始事業年度から廃止され、法人事業税に還元されます。

■繰越欠損金の控除限度額の引き下げ

中小法人等については、従来通り100%控除できます。

- 受取配当金の益金不算入制度が改正されました。
- 所得税額控除の改正、利子割が廃止されました。（平成28年1月1日以降の利子に適用）
- 所得拡大促進税制は3年目の適用
基準事業年度と比較する増加率の割合が2%から3%に変更になります。

■美術品等の減価償却の判定

美術品等が減価償却資産に該当するかどうかの判定について、平成27年1月1日以後取得する美術品等については、取得価額が1点100万円未満である美術品等は、原則として減価償却資産に該当し、1点100万円以上の美術品等は、原則として非減価償却資産に該当するものとされました。

平成27年1月1日以前に取得した美術品等の取扱い

平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度（適用初年度）に、減価償却資産の再判定を行って、減価償却資産に該当すると判定した場合に限り、適用初年度以後の事業年度において減価償却を行うことができるとされています。

国税庁のホームページに『美術品等についての減価償却資産の判定に関するFAQ』が掲載されています。

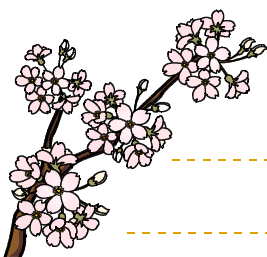
http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/bijutsuhin_FAQ/index.htm



「所得税法等の一部を改正する法律案」は、平成28年3月29日に可決成立しました。施行日は、平成28年4月1日です。

平成28年度税制改正では、消費税の軽減税率制度の導入が、最も重要な事項と思います。国税庁のホームページには、

『消費税の軽減税率制度に関する特設サイト』が開設されました。



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>